臨時会

（7月15日）

あらまし

令和4年第5回臨時会は7月15日開催され、専決処分の報告1件、4年度補正予算1件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、財産の取得1件であり、すべて原案のとおり、全会一致で承認・可決しました。

【審議した主な議案】

令和4年度 一般会計補正予算

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰を受けた生活者・事業者支援のため交付金・事業費を計上。

財源として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国庫補助金）」を8967万1千円、財政調整基金繰入金を1億829万6千円計上、歳入歳出それぞれ1億9796万7千円を追加する。

《総務費》

『地域公共交通経営支援』

町内交通事業者3社への影響を緩和するための予算1549万4千円を計上。

◎交付金額：バス10万円／台
タクシー7万円／台

《民生費》

『非課税世帯支援』

非課税世帯を支援するための予算3250万2千円を計上。

◎給付金額：2万円／世帯

『子育て世帯支援』

18歳未満の児童等を養育する世帯を支援するための予算3793万1千円を計上。

◎給付金額：2万円／人

《農林水産業費》

『農業者支援』

出荷・販売を目的とする土地利用型作物・園芸作物・畜産を支援するための予算5800万円を計上。

◎交付金額：
・土地利用型作物（米・麦・そば・大豆・飼料作物）
2千円／10a
・園芸作物5千円／10a
・畜産（牛）5千円／1頭

問　交付金の積算根拠は。

答　農林水産省公表の農業物価指数、農産物物価指数を基に作物毎の上昇率を算出した。

《商工費》

『町内宿泊施設利用助成事業（町民割）』

町内旅行代理店が設定した宿泊プラン等を利用した支払代金の50％を助成するための予算3990万円を計上。

◎概要：支払額の50％を助成（上限額は宿泊1万円・日帰り5千円）

問　町内で爆発的な感染があった際の運用は。

答　感染対策をしながら経済対策も講じていく。最終判断は利用者の判断にならざるを得ない。

※使用期間・申込期間等の詳細は、町から業務委託を受ける事業者からのお知らせを確認してください。

『電子クーポン発行事業』

町内宿泊施設等で利用できるプレミアム付き電子クーポン発行のための予算2523万円を計上。

◎概要：1セット3千円分使用可能なプレミアム付き電子クーポンを2千円で販売。1人上限3セットまで）

◎利用対象者：町内外者

問　電子にするメリットは。

答　感染対策と、町外の観光客を呼び込むことができる。

※使用期間・申込期間等の詳細は、町から業務委託を受ける事業者からのお知らせを確認してください。

町内事業者支援『町民割』
（※令和3年の町民割パンフレット）

一般質問 町政を問う

○○○　主な質問事項　○○○

星野　あけみ ……⑫
女性特有のがん検診

後藤　公男 ……⑬
自然災害への対応と防止対策

佐瀬　真 ……⑭
会津北部豪雨災害の対策

瀧田　勝昭 ……⑮
ごみ減量への取り組み

一般質問とは？

議員が町の行政全般にわたり、事務の執行状況や将来に対する方針を聞き、疑問点をただすこと。

本町の質問時間は、答弁を含め60分以内で1問1答方式である。

町のホームページでは、一般質問の録画映像を配信しています。

※この映像は猪苗代町議会の公式記録ではありません。

猪苗代町空家等対策協議会設置条例」制定

適切な管理が行われていない空き家等がもたらす問題の解決に向け、協議会を設置するための条例を制定。

問　適切な管理が行われていない空き家対策に特化した協議会と捉えてよいか。

答　特定空家、いわゆる危険空き家の対応と空き家の利活用を協議する総合的な対策の議論をするために設置する。

問　指導や勧告、命令を視野に入れた協議会か。

答　空家対策特別措置法により、その対策が可能であるので、勧告・命令、最終的には代執行等も視野に入れ協議をしてまいりたい。

問　法の成立は平成26年度であるが、今まで法定協議会を設置しなかった理由は。

答　国が補助事業を一本化するなかで、補助要件に協議会の設立があったため。

「財産の取得について」

老朽化する中学校通学用マイクロバス1台を更新する。取得金額841万5千円、納入期限を令和5年3月28日とする。

問　財源は。

答　中学校統合事業として、国補助金375万円を活用する。

請願・陳情の手続き

どうやって出すの？

請願・陳情書はいつでも提出できます。

日本文で
1　提出年月日
2　請願者・陳情者の住所
3　請願者・陳情者の氏名（法人の場合は「名称」「代表者氏名」）
4　請願者・陳情者の電話番号
5　紹介議員名（請願のみ）
6　請願・陳情の趣旨を記載し、議長宛に提出。

※必要に応じて現場の案内図、現場写真、意見書（案）などを添付

どのように取り扱われるの？

原則として、左記のとおり取り扱われます。

1　定例会で審議されます。必要がある場合は、請願者・陳情者立ち合いのうえ現地調査を行います。

2　定例会は3、6、9、12月に開催され、第1火曜日に開会予定です。開会日は議会だよりや広報猪苗代、ホームページでお知らせします。

3　開会中に受理した請願・陳情は、緊急のものを除いて、次回の定例会で審議されます。

請願書・陳情書の記載例